

発 日 監 第 18 号

令和元年 8 月 27 日

日吉津村長 中田 達彦 様

日吉津村監査委員 岡 嶋 利 行

日吉津村監査委員 松 本 二三子

平成 30 年度決算に係る健全化判断化比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 条）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

令和元年 8 月

日吉津村監査委員

# 平成 30 年度決算に係る健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、村長から提出された平成 30 年度に係る次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和元年 8 月 6 日・27 日

## 3 審査の方法

村長から提出された比率と算定になった事項を記載した書類について

- 1 健全化判断比率は、関係法令等に沿って正確に算定されているか
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となった事項を記載した書類は、一般会計及び特別会計の決算類等に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、決算審査の結果も参考に審査を行った。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されていると認めた。

いずれも早期健全化基準未満であった。

(単位：%)

区 分	平成 30 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増 減 (A) - (B) ポイント	法に定める基準	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0	30.0
実質公債費率	10.2	9.6	0.6	25.0	35.0
将来負担比率	22.0	16.0	6.0	350.0	

※「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないことを表している。

## 5 健全化判断比率の状況

### (1) 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{— 千円}}{\text{標準財政規模の額} \quad 1,414,508 \text{ 千円}} = \text{— \%}$$

※ 一般会計を対象とした実質赤字の標準規模に対する比率です。20%以上は財政再生団体となる。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額は生じていないため、連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \text{— 千円}}{\text{標準財政規模の額} \quad 1,414,508 \text{ 千円}} = \text{— \%}$$

※ 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。30%以上は、財政再生団体となる。

連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

区 分	会 計 名	連結実質赤字額等	
		赤字額	黒字額
一般会計及び公 営企業以外の特 別会計	日吉津村一般会計	—	82,833
	日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計	—	15,086
	日吉津村後期高齢者医療特別会計	—	116
	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査 会特別会計	—	389
公営企業の特別 会計	日吉津村公共下水道事業特別会計	—	367
合 計		—	98,791

### (3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税等の一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出し金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債費相当額から普通交付税が措置されている額を控除した額の占め得る割合の前3か年度の平均値である。現時点においては、問題はない。

$$\text{各年度の実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$$

- (1) 当該年度の元利償還金の額（転貸債権、繰上充用償還分を除く）
- (2) 地方債の元利償還に準ずるもの（準元利償還金の額）
- (3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源の額
- (4) 地方債の元利償還に要する経費として、普通交付税の額に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入公債費等の額）
- (5) 標準財政規模の額

平成 28 年度比率	平成 29 年度比率	平成 30 年度比率
8.09133 %	13.68634 %	9.09573 %

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（上記の平均値）}}{3} = 10.2\%$$

(3 か年平均)

#### 実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分	実質公債費比率	(1) 地方債の元利償還金の額	(2) 準元利償還金の額	(3) 元利償還金等に充てられた特定財源の額	(4) 算入公債費等の額	(5) 標準財政規模の額
平成 28 年度	8.09133	186,015	21,438	4,403	39,908	1,351,026
平成 29 年度	13.68634	230,245	23,928	0	32,307	1,382,639
平成 30 年度	9.09573	193,698	22,204	0	28,456	1,414,508
3 か年平均	10.2					

※ 地方債の発行に際し、実質公債費率 18%以上の団体は都道府県知事の許可が必要となる。25%以上になると財政健全化団体となり、一部の地方債発行が制限される。さらに、35%以上になると財政再生団体となり、多くの地方債の発行が制限される。

#### (4) 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。現時点において問題はない。

A 将来負担額 3,148,328 千円 — B 充当可能財源等の額 2,867,624 千円

将来負担比率 =  $\frac{3,148,328}{1,414,508 + 142,526} = 22.0\%$

C 標準財政規模の額 1,414,508 千円 — D 算入公債費等の額 142,526 千円

将来負担比率の算定内容

(単位：千円、%)

	平成 30 年度		平成 29 年度		増 減
	算定額	A 構成比	算定額	A 構成比	
1 一般会計等に係る地方債の現在高	2,563,957	81.4	2,463,829	81.1	100,128
2 債務負担行為に基づく支出予定額	37,687	1.2	59,892	2.0	△22,205
3 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰り入れ見込み額	216,007	6.9	171,601	5.7	44,406
4 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込み額	129,112	4.1	128,937	4.2	175
5 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込み額	158,065	5.0	170,528	5.6	△12,463
6 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込み額	43,500	1.4	41,500	1.4	△2,000
ア 地方道路公社	0	0	0	0	0
イ 土地開発公社	0	0	0	0	0
ウ 地方独立行政法人	0	0	0	0	0
エ 第三セクター等	43,500	1.4	41,500	1.6	△2,000
7 連結実質赤字額	0	0	0	100.0	0
8 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込み額	0	0	0		0
<b>A 将来負担額 (1～8の計)</b>	<b>3,148,328</b>	<b>100.0</b>	<b>3,036,287</b>		<b>112,041</b>
9 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	804,307		844,399		△40,092
10 地方債の償還額等に充当可能な特定可能な特定歳入の見込み額	0		0		0
11 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,063,317		1,991,958		71,359
<b>B 充当可能財源等の額 (9～11の計)</b>	<b>2,867,624</b>		<b>2,836,357</b>		<b>31,267</b>
<b>C 標準財政規模の額</b>	<b>1,414,508</b>		<b>1,382,639</b>		<b>31,869</b>
<b>D 算入公債費等の額</b>	<b>142,526</b>		<b>140,503</b>		<b>2,023</b>

## 6 審査意見

### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は、算定の基礎となる事項を記した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。また、いずれも早期健全化基準未満であった。

### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

一般会計決算の実質収支は黒字であり、問題はない。

#### ② 連結実質赤字比率

特別会計においても実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じないので問題はない。

#### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率の早期健全化基準は25%である。18%を超えると地方債の借入れは県知事の許可が必要となるが、その数値を下回っている。平成29年度の9.6%と比べ30年度は10.2%と0.6ポイント上昇したが、低い水準で推移しており、地方債の返済や資金繰りの指標として問題はない。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率の早期健全化基準350.0%である。平成29年度の16.0%と比べ30年度は22.0%と6ポイント上がったが、基準を大きく下回っており、地方債の返済や資金繰りの指標として問題はない。

### (3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率は低い水準で推移しているものの、少しずつ上昇してきている。しかしながら、公共施設の新設や修繕などインフラ整備は進めていかなければならない。将来を見据えた運営に努めていただきたい。

# 平成 30 年度決算に係る資金不足比率審査意見書

## 1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、村長から提出された次の公営企業会計における平成 30 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

(1) 日吉津村公共下水道事業特別会計

## 2 審査の期間

令和元年 8 月 6 日・27 日

## 3 審査の方法

村長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 資金不足比率は、関係法令等の規定に従って作成された資料に基づいて正確に算定されているか

(2) 資金不足率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書類に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、あわせ、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し決算審査の結果も参考に審査を行った。

## 4 審査の結果

審査に付された資金不足率は、経営健全化基準未満である。

### 公営企業の資金不足比率

会 計 名	平成 30 年度	平成 29 年度	法に定める 経営健全化基準
日吉津村公共下水道事業特別会計	—	—	20

※ 「—」は、資金不足が生じていないことを評している。

※ この比率は、資金の不足額が事業の規模に占める割合である。公営企業会計において経営健全化基準が 20% 以上になった場合は、経営の健全化計画を定めることになる。



## 5 資金不足比率の状況

公営企業会計においては、資金の不足は生じていないため、資金不足率はない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \text{ — 千円}}{\text{事業の規模} \text{ 141,533千円}}$$

(単位：千円、%)

会 計 名	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A/B)
日吉津村公共下水道事業特別会計	—	141,533	—

※ 資金不足比率の「—」は、資金の不足が生じていないため、資金不足比率がないことを表している。

## 6 審査の意見

### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

### (2) 個別意見

平成30年度公共下水道事業特別会計決算では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第16条に規定する資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。